

青 函 第 1 8 8 / 4 号  
平成 2 8 年 3 月 2 4 日

公益社団法人青森県医師会長  
各郡市医師会長  
一般社団法人青森県歯科医師会長  
公益社団法人青森県獣医師会長  
一般社団法人青森県薬剤師会長  
公益社団法人青森県看護協会会長  
青森県訪問看護ステーション連絡協議会長

殿

青森県健康福祉部医療薬務課長  
(公印省略)

### 医療用麻薬に係る違反の未然防止について

平素より、麻薬・向精神薬取締行政の適切な推進につきまして種々御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、麻薬及び向精神薬等の取扱いについては、日頃から十分、御留意のうえ管理いただいていることとは存じますが、先般、県内において下記のとおり麻薬及び向精神薬取締法（以下「麻向法」という。）違反事例が発生しました。

本事案は、適正な管理が厳しく求められている麻薬であるにもかかわらず、法的な根拠を確認しないまま安易に患者家族等の求めに応じ、麻薬取扱者免許を有しない者が麻薬の引取り、保管及び廃棄を行うなど、訪問看護ステーションにおける麻薬に対する意識の希薄さ及び不適切な管理が麻薬不正所持及び無届廃棄という事態を招いた要因と考えられます。

つきましては、かかる違反の未然防止のため、麻薬を交付した患者の麻薬服用状況及び死亡等による残余麻薬の返却状況等についても確認し、必要に応じて患者家族等に返却を指導するなど、かかる違反の未然防止に御協力いただきますよう貴会会員に対して周知下さるようお願いいたします。なお、残余麻薬の返却先は必ずしも麻薬を交付した病院、薬局である必要はなく、最寄りの麻薬取扱者免許を有する薬局等でも差支えありません。

### 記

#### ○確認された違反事実及び違反条項

平成 2 1 年 1 1 月ごろから平成 2 7 年 1 1 月ごろまでの約 6 年間、複数回にわたり、患者に処方された麻薬を患者死亡後に患者家族等から回収し、麻向法第 2 8 条に違反して訪問看護ステーションにおいて保管した。

また、同期間、複数回にわたり、事前の麻薬廃棄届提出及び青森県職員の立会いなしで、同法第 2 9 条に違反して訪問看護ステーションにおいて当該麻薬を廃棄した。

担当：薬務指導グループ 中村  
電話：017-734-9289